ニ　計算要素の理論性能の大きい順に並べて計算要素が二百五十六番目を超えるもの

（一）　最大データ速度の和が一秒につき二十メガバイト以上のものにあつては、〇・三

（二）　最大データ速度の和が一秒につき二十メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を二十で除した数値に〇・三を乗じた数値

六　すべてが同時に動作し、かつ、記憶装置を共有する複数の計算要素を有するものと記憶装置を共有しない複数の計算要素又は計算要素の集まりとの両方を有するもの

次の計算手順により算出した数値

イ　すべてが同時に動作し、かつ、記憶装置を共有する複数の計算要素についてそれぞれ三又は四に従い理論性能を求める。

ロ　イで得た理論性能又は記憶装置を共有しない計算要素の理論性能のうち最大のものに、その他の理論性能に次に定める係数をそれぞれ乗じて得た数値をすべて加えたもの

（一）　計算要素又は計算要素の集まりの理論性能の大きい順に並べて計算要素が二番目から三十二番目までのもの

1　当該計算要素又は計算要素の集まりに接続されるすべてのチャネルの最大データ速度（メガバイト毎秒で表したものをいう。以下六において単に「最大データ速度」という。）の和が一秒につき二十メガバイト以上のものにあつては、〇・七五

2　最大データ速度の和が一秒につき二十メガバイト未満のものにあつては、最大データ速度の和を二十で除した数値に〇・七五を乗じた数値。ただし、計算要素又は計算要素の集まりの複合理論性能が一秒につき五十メガ演算を超えるものであつて、計算要素が二番目から十二番目までのものにあつては、〇・七五